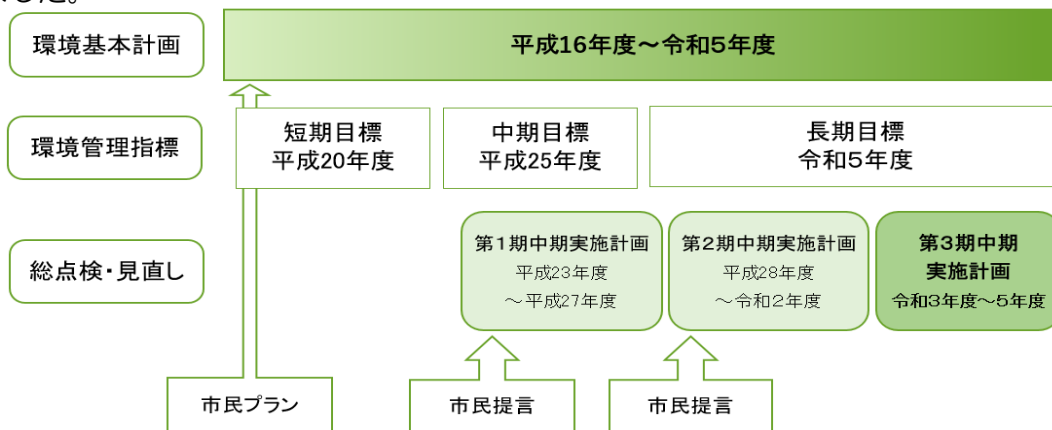


福生市環境基本計画 第3期中期実施計画【概要版】

1 計画の位置付け

福生市では環境基本条例に基づき「福生市環境基本計画」を策定しています。この環境基本計画は令和5年度を計画目標とする長期に及び計画であるため、着実な進行管理を行うために平成23年からは5か年計画として「福生市環境基本計画『中期実施計画』」を策定することとしました。

このたび第2期中期実施計画の終了に伴い、「第3期中期実施計画」を策定しました。環境基本計画の終了年次に合わせ、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間としました。



2 第2期中期実施計画の進捗状況と課題

自然の水循環、多摩川の保全・再生

多摩川の防災は進展していますが、自然環境や親水性が損なわれないように要望していくことが必要です。また、生態系保全の観点だけでなく景観保全の観点からも、外来種の駆除防除が重要な課題になってきています。

潤い豊かな安心できるまちの創造

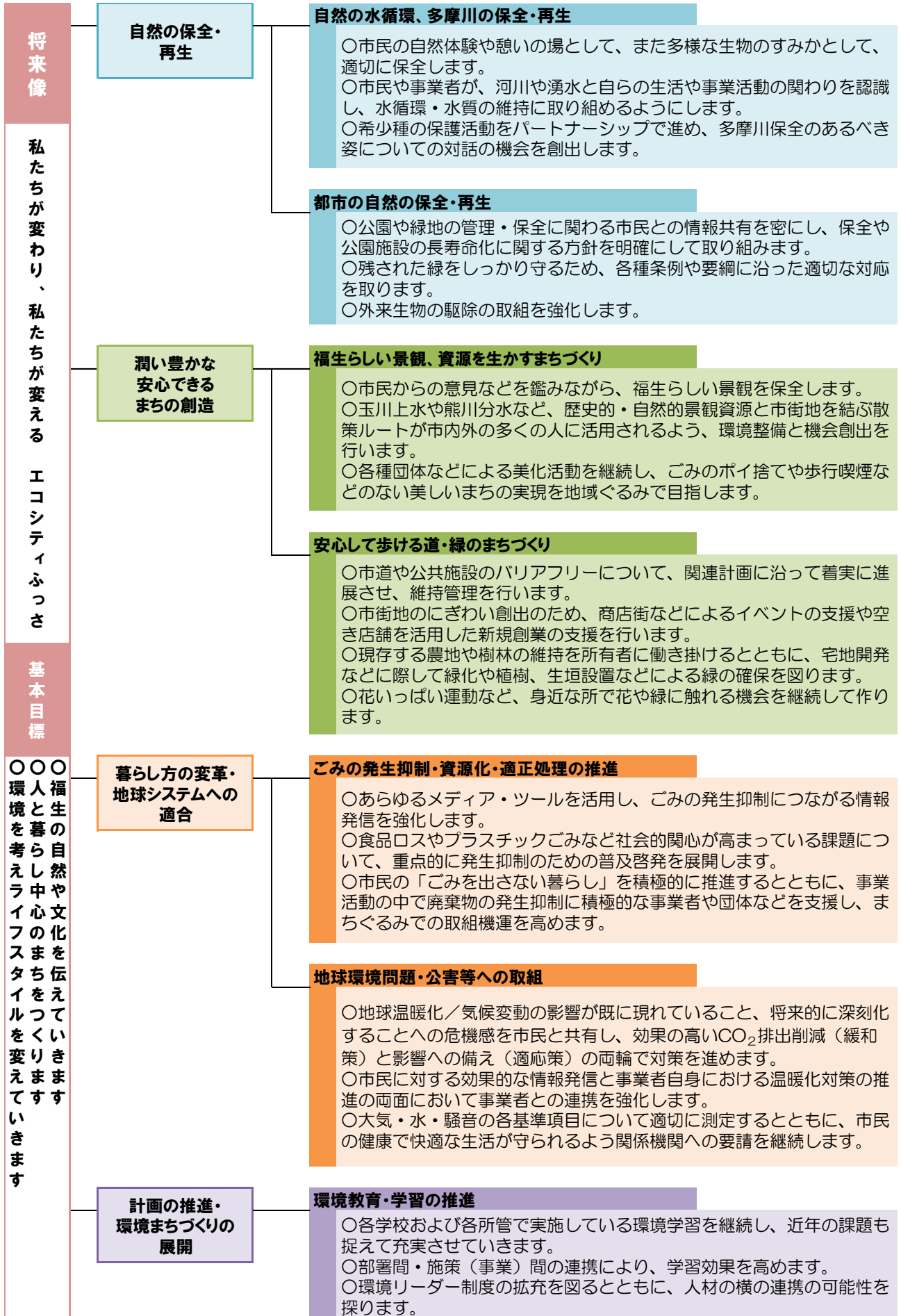
歴史・文化的背景のある景観や自然環境の保全が進んでおり、福生らしい景観への市民満足度は高くなっています。玉川上水、熊川分水を含む市内の散策ルートを14コースまで増やし、これを活用するための取組が進んでいます。

暮らし方の変革・地球システムへの適合

食品ロスやプラスチック削減の取組について、今後も強化していくことが求められています。「地球温暖化対策の枠組み」については、市民一人ひとりがライフスタイルを大きく転換することで地球規模の課題に貢献できるという意識を共有化し、ライフスタイル転換を後押しする施策を実施していく必要があります。

環境教育・学習の推進

市民活動を行うメンバーの高齢化・固定化などが課題となっています。学習機会の継続的な提供による関心の喚起、人材育成、活躍の場の確保といった、人材確保のサイクルを確立することが求められます。



4 取組指標と目標値

福生市環境基本計画にある令和5年度までの「長期目標」達成に向けて、次のとおり取組指標と目標値を設定します。

自然の 保全・再生	取組指標	現況値 (R1)	目標値 (R5)	計画該当 ページ数		
自然の水循環、 多摩川の 保全・再生	河川環境や水環境に関心を持っている市民の割合	24.0%	40%	25ページ		
	水生生物による水質判定結果 (水質階級)	I (きれいな水)	I (きれいな水)			
	カワラノギクプロジェクトの市民認知度	45.5%	70%			
	多摩川に関連する学習活動への参加人数	1,086人	現状維持			
都市の自然の 保全・再生	保存樹林地面積	2,969㎡	現状維持	27ページ		
	市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	60か所	現状維持			
	市域に占める空から見た緑と水の割合	29.7% (H30)	現状維持			
潤い豊かな 安心できる まちの創造	取組指標	現況値 (R1)	目標値 (R5)	計画該当 ページ数		
福生らしい景観、 資源を生かす まちづくり	福生らしい景観の保全に満足している市民の割合	63.5%	70%	29ページ		
	熊川分水の保全予定区間における協定締結数	6か所	現状維持			
	景観資源を活用したプログラムへの参加人数	147人	160人			
安心して歩ける道 ・緑のまちづくり	空き店舗を活用した新規創業数	—	累計6件	31ページ		
	緑視率	約3% (H25)	約8%			
	市域における農地の減少率	年平均2.35% (12.1ha)	年平均2% (11.3ha)			
	保存生垣延長	2,661m	現状維持			
暮らし方の変革 ・地球システム への適合	取組指標	現況値 (R1)	目標値 (R5)	本編該当 ページ数		
ごみの発生抑制・ 資源化・適正処理 の推進	ごみ総排出量	16,365 t	16,108 t	33ページ		
	総資源化率	34.3%	38.8%			
地球環境問題・ 公害等への取組	民生家庭部門のCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く)	62,000 t-CO ₂ (H29)	47,471 t-CO ₂	35ページ ・ 36ページ		
	市民一人当たりのCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く民生家庭部門)	1,059kg-CO ₂ (H29)	839.7kg-CO ₂			
	市有施設の温室効果ガス排出量 (市地球温暖化対策実行計画)	4,038,155 kg-CO ₂	3,887,232 kg-CO ₂			
	環境 基準 達成 率	大気	燃料中硫黄分		100%	100%
			二酸化窒素		100%	
		水	地下水		97.4%	
			工場排水		100%	
	騒音	航空機騒音	50%		89.1%	
主要な道路騒音		89.1%				

5 計画の推進

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で定期的な評価を実施します。

①

年度実行計画の作成

計画の目標達成のために必要な取組を3年間で着実に遂行することを想定し、分野名、施策名、施策の内容、事業名、年度計画（具体的な事業実施内容）、当年度の目標、担当課・係、事業予算を記入します。

②

事業の実施

①で作成した年度実行計画に基づき、各担当課において事業を実施します。行政以外の主体が関わることで相乗効果が生まれる事業を「パートナーシップ事業」と位置付け推進します。

③

事業実績の報告

各担当課は、年度実行計画に基づく事業の実施結果、決算額、目標の達成状況、翌年度及び翌々年度の事業の計画を「年度実行計画進捗状況報告」に記入します。事務局（環境課環境係）は、各分野の施策に関連する「取組指標」の実績値について情報を集約し「取組指標達成状況報告」を作成します。

④

環境審議会及び環境事業推進会議での検討

各担当課による実績報告（自己評価結果）と取組指標の達成状況をレビュー及び各分野に関わる市内の環境の状態を総合的に評価し、施策の進展と環境状態を踏まえて、次年度以降の事業内容や目標設定について意見を述べます。

⑤

評価結果のフィードバック

④での討議結果や意見は各担当課にフィードバックします。年度実行計画の実績報告は、ホームページに掲載して市民に公開します。また「福生市の環境」において主要事業の実施内容を掲載します。

SDGs の実施原則のうち「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」を意識して作成します。

年度ごとの「事業」の状況、事業の成果として改善される「取組指標」の状況を分けて整理し、事業とその成果の関係を把握します。

【SDGs 実施のための主要原則】

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、令和12年までの長期的な開発の指針です。「誰一人取り残さない」を理念に、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

政府は平成28年12月にSDGs実施指針を策定し、SDGsの理念・原則から、SDGsへの取組を実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」を示しています。

